

社会福祉法人川水流福祉会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人川水流福祉会（以下「川水流福祉会」という。）の定款に規定する役員及び評議員、評議員選任・解任委員会委員に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員会委員に対する報酬は支給しない。ただし、理事長については、勤務実態に即して次の年俸を支給する。

(1) 470,000 円

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員会委員が会議等に出席した場合、監査を実施した場合その他法人の業務を行うため旅行した場合は、費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、次のとおりとする。

(1) 役員及び評議員、評議員選任・解任委員会委員が会議等に出席した場合又は監査を実施した場合

1日につき 11,000円

(2) 役員及び評議員が法人の業務を行うため旅行した場合

役員を、一般俸給表の適用を受ける職員の5級相当の職務にあるものとみなして、職員の旅費支給の例により計算した額とし、前項の額を加算するものとする。

(職員兼務理事等の特例)

第4条 前条第1項の規定は、川水流福祉会の施設職員で理事並びに評議員選任・解任委員を兼ねる者については適用しない。

(費用弁償の方法)

第5条 費用弁償の方法については、職員の例による。

附 則

この規程は、平成5年10月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成10年3月24日に一部改正し平成10年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成12年3月29日に一部改正し平成12年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成14年2月13日に一部改正し平成14年2月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成15年1月24日に一部改正し平成15年2月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月27日一部改正し平成17年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月27日一部改正し平成29年3月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月26日一部改正し平成29年7月1日より施行する。